

令和2年草加市議会 6月定例会提出議案及び報告

- ・ 提出議案及び報告一覧
- ・ 概要

議案		報告	
補正予算	1 件		
条例	6 件	繰越計算書	6 件
人事	2 件	専決処分(損害賠償)	1 件
その他	3 件	事業報告	3 件
	1 2 件		1 0 件

令和2年草加市議会6月定例会 提出議案・報告一覧

議 案

第 3 9 号議案 令和2年度草加市一般会計補正予算（第5号）……………P. 1

第 4 0 号議案 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 1

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応作業に従事した職員に対し、感染症防疫作業手当を支給する特例を定めるものです。

第 4 1 号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………P. 2

地方税法の一部改正に伴い、ひとり親に対する税制措置等の見直し、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税制度の整備等及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る措置を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

第 4 2 号議案 草加市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……P. 6

番号法の一部改正に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するとともに、住民基本台帳法に基づく住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を明確にするものです。

第 4 3 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 7

認定の基準を定める省令の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和及び居宅訪問型保育の条件の整理を行うものです。

第 4 4 号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 9

運営の基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和を行うものです。

第 4 5 号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について P. 9
地方税法の一部改正に伴い、条文中に引用する法令の条項を整えるものです。

第 4 6 号議案 草加市人権尊重都市宣言について……………P. 10
差別、偏見等による人権侵害の解消に努め、人権尊重の思想の普及啓発及び教育の推進を図るため、草加市人権尊重都市宣言を行うものです。

第 4 7 号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について……………P. 10
埼玉縣市町村総合事務組合を組織する一部事務組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約の変更について、議決を求めるものです。

第 4 8 号議案 区域外道路の認定の承諾について……………P. 11
道路法の規定により、足立区が草加市の区域を区域外道路として認定することを承諾するものです。

第 4 9 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………P. 12
第 5 0 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………P. 12

報 告

第 5 号報告 専決処分の承認について（公務の事故による損害賠償）
第 6 号報告 令和元年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
第 7 号報告 令和元年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 8 号報告 令和元年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第 9 号報告 令和元年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 0 号報告 令和元年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 1 号報告 令和元年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 1 2 号議案 令和元年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
第 1 3 号議案 令和元年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
第 1 4 号議案 令和元年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

(P. 13)

議 案

第 3 9 号議案 令和 2 年度草加市一般会計補正予算（第 5 号）

補正前の歳入・歳出予算額 112,992,825千円

歳入・歳出補正予算額 2,175千円

補正後の歳入・歳出予算額 112,995,000千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
15 県支出金	525	①民生・児童委員活動費等補助金	525
18 繰入金	1,650	・財政調整基金繰入金	1,650
合 計	2,175		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	1,650	・OA機器運用管理事業[情報推進課]		1,650
3 民生費	525	・地域福祉活動推進事業[福祉政策課]	①	525
合 計	2,175			

・債務負担行為の補正 (千 円)

分類	事 項（期 間）	限度額
追加(新規設定分)	OA機器運用管理事業(令和2年度～令和5年度)	169,840

第 4 0 号議案 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定【職員課】

1 目的

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応作業に従事した職員に対し、感染症防疫作業手当を支給する特例を定めるものです。

2 内容

対象作業	手当額
新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合	1日につき3,000円

新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合	1日につき4,000円
--	-------------

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年5月12日から適用します。

第41号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について【市民税課・資産税課・納税課】

1 目的

地方税法の一部改正に伴い、ひとり親に対する税制措置等の見直し、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税制度の整備等及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る措置を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 主な内容

(1) ひとり親に対する税制措置等の見直し

ア 未婚のひとり親に所得控除を適用することとし、次のとおり統一します。

改正前	改正後
子どもがいる次のひとり親に対する税制措置はそれぞれ次のとおり	生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）がいる単身者（ <u>寡婦・寡夫・未婚のひとり親</u> ）全て
寡婦（所得500万円以下） →控除額30万円	税制措置を統一
寡婦（ <u>所得500万円超</u> ） →控除額 <u>26万円</u>	<u>所得500万円以下</u>
寡夫（所得500万円以下） →控除額 <u>26万円</u>	↓
未婚のひとり親→控除制度なし	<u>ひとり親控除（控除額30万円）</u>

イ 寡婦控除の見直し

子どもがいない寡婦に対する所得控除（２６万円）について、所得制限を設定します。

【控除対象要件】

改正前	→	改正後
・夫と死別した寡婦（扶養親族がなく、所得５００万円超を除く。） ・子以外の扶養親族のいる寡婦		<u>いずれも所得５００万円以下</u> ・夫と死別した寡婦 ・子以外の扶養親族のいる寡婦

(2) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

軽量な葉巻たばこ（１本当たりの重量が１グラム未満の葉巻たばこ）

課税方式：重量比例課税 → 本数課税（税率は最低税率に設定）

次のとおり段階的に移行します。

施行期日	課税方式の内容
現行	重量１グラムを紙巻たばこ１本に換算（重量比例課税）
令和２年１０月１日	０．７グラム未満の葉巻たばこを０．７本の紙巻たばことみなす。（本数課税）
令和３年１０月１日	葉巻たばこ１本を紙巻たばこ１本に換算（本数課税）

(3) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税制度の整備

ア 使用者を所有者とみなす制度の設定

市が一定の調査（※）を尽くしてもなお、所有者が１人も明らかとならない場合（所有者不明）で、使用者（※）がいる場合



その固定資産の使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、固定資産税を課税することができる制度を新設
(固定資産台帳に登録する際には、その旨を使用者に通知します。)

※ 一定の調査

所有者の特定のために必要な調査（住民基本台帳、戸籍簿等の調査、使用者と思われる者その他の関係者に対する質問など）

※ 使用者

死亡した登記名義人から賃借していた者、相続放棄した者等が居住を継続している場合等

イ 現所有者の申告の制度化

市内の土地又は家屋の登記簿等に登録されている個人が死亡している場合



その土地又は家屋の現所有者（法定相続人全員）に対し、氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるものとします。

- ・ 条例の施行の日以後に現所有者であることが判明した者について適用
- ・ 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則あり
(申告しなかった場合 10 万円以下の過料)

(4) 法人市民税の納期限の延長を受けた場合の延滞金割合の引下げ

国税と同様に、0.5%引き下げます。

改正前	改正後
財務大臣が告示する割合 + 1%	財務大臣が告示する割合 + <u>0.5%</u>

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る措置

ア 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減期間の延長

【環境性能割の税率】

区分 (自家用乗用車)	税率	臨時的軽減措置（既設） (令和元年10月1日から <u>令和2年9月30日まで</u>)
電気自動車等・令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成車	<u>1.0%</u>	非課税
その他の車	<u>2.0%</u>	<u>1.0%</u>

令和3年3月31日まで延長します。

イ 中止されたイベントの払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例の新設

次の計算方法から算出した金額を所得割の額から控除します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{入場料等の払戻請求権を} \\ \text{放棄した金額（上限20万円）} \end{array} - 2,000 \text{円} \right] \times 6\% \text{（市民税分）}$$

※対象となるイベント

文化芸術、スポーツに関するもの
令和2年2月1日～同3年1月31日において国内開催予定のもの
不特定かつ多数の参加者を対象とするもの
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための中止、延期、規模縮小
中止等の場合、払戻しの規約があるもの

ウ 所得税における住宅借入金特別控除の適用要件の弾力化に係る個人市民税の住宅借入金特別税額控除の特例の新設

居住年	平成26年4月～ 令和3年12月	適用要件の弾力化（既設） 令和元年10月～ <u>令和2年12月</u>	適用要件の弾力化として、令和3年12月31日の入居まで対象とします。
控除期間	10年	13年	

注文住宅：令和2年9月30日までに契約済のもの
分譲・既存住宅：令和2年11月30日までに契約済のもの

エ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の対象資産の拡充

【生産性革命の実現に向けた特例措置（既存）】

設備投資の対象資産	生産性革命・集中投資期間	特例率
機械及び装置、器具及び備品、 工具、建物附属設備	平成30年度～令和2年度	0 (3年間)

対象資産に事業用家屋と
構築物を追加します。

事業用家屋：非居住用家屋で、工場などの事業用の建屋等
構築物：償却資産で申告するもので、門や塀、看板（広告塔）、駐車場の舗装、フェンス、外構、受変電設備等

オ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の明確化

徴収猶予の特例の申請に伴う書類の補正等の期間

20日間（現行徴収猶予制度と同じ）とすることを明記します。

(6) その他

地方税法の改正に伴い、条文中に引用する条項及び語句を整える所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次に掲げるものについては、当該期日から施行します。

ア ひとり親に対する税制措置等の見直し 令和3年1月1日

イ 軽量葉巻たばこの課税方式の見直し 令和2年10月1日、令和3年10月1日

- ウ 法人市民税の延滞金割合の引下げ 令和３年１月１日
- エ 寄附金税額控除の特例の新設 令和３年１月１日
- オ 住宅借入金等特別税額控除の特例の新設 令和３年１月１日
- カ 条文の所要の整備の一部 令和３年１月１日、令和４年４月１日

第４２号議案 草加市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について【市民課】

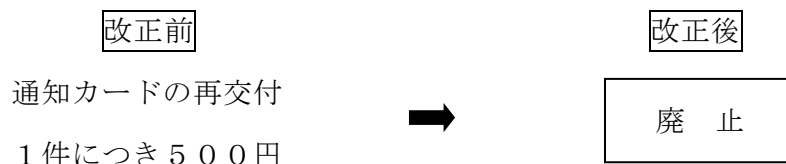
１ 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するとともに、住民基本台帳法に基づく住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を明確にするものです。

２ 内容

(1) 通知カードの再交付手数料の廃止

番号法の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、通知カードの再交付を行わなくなることから、その手数料を廃止します。



(2) 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の明確化

改正前		改正後	
・住民票の全部又は一部の写しの交付 ・戸籍の附票の全部又は一部の写しの交付 （上記の項目にそれぞれ除票関係も含まれるとして手数料を徴収）	手数料 １件につき ２００円	・住民票の全部又は一部の写しの交付 ・ <u>除票の写しの交付</u> ・戸籍の附票の全部又は一部の写しの交付 ・ <u>戸籍の附票の除票の全部又は一部の写しの交付</u> （除票関係を別途の項目とします。手数料はこれまでのとおり。）	手数料 １件につき ２００円

３ 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

(1) 通知カード再交付手数料の廃止

事務の減に伴う手数料歳入の減

令和元年度通知カードの再交付実績 1, 808枚 手数料合計904, 000円

(2) 除票関係に係る手数料の明確化

手数料はこれまでと変更ないため影響ありません。

第43号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【保育課】

1 目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和及び居宅訪問型保育の条件の整理を行うものです。

2 主な内容

(1) 連携施設の確保に係る認可基準の緩和

地域型保育事業（※）を行う者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、3歳以上の児童の受け皿となる連携施設（保育園、幼稚園又は認定こども園）を確保しなければならない。

この基準を適用しないことができる場合の条件を追加します。

現 行 連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき



改正後 ・市長が、保育園等の利用調整に当たり、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置（例：選考の際に調整指数を加点する等）を講じているとき（追加）

・上記に該当しない場合で連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき

※ 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育（いずれも3歳未満の乳幼児の保育を中心とするもの）

【参考 地域型保育事業の事業概要】

事業類型	事業主体	保育実施場所等	認可定員	職員配置基準等
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅 ・その他の場所・施設	6～19人	A型：保育園分園・ミニ保育所に近い 類型（保育所の配置基準＋1名） B型：中間型（保育所の配置基準＋1 名で2分の1以上が保育士）

				C型：家庭的保育に近い類型（市町村長が行う研修を修了した保育士・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	1～5人	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
事業所内保育事業	事業主等	事業所の従業員の子供・地域の保育を必要とする子供		定員20人以上…保育所の基準と同様 定員19人以下…小規模保育事業A型又はB型の基準と同様 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	保育を必要とする子供の居宅		必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長村長が認める者

(2) 居宅訪問型保育の条件の整理

居宅訪問型保育事業者が提供する保育について、次のとおり保育を行う具体的な場合の例示を追加します。

現 行 母子家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等



改正後 母子家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

(1) 連携施設関係

3歳以上の児童の受入に係る連携施設は、市内25事業者全てが確保済みであるため、影響はありません。

(2) 居宅訪問型保育事業関係

市内に当該保育事業を提供する事業者がないため、影響はありません。

第 4 4 号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【保育課】

1 目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務の緩和を行うものです。

2 内容

(1) 連携施設の確保に係る運営基準の緩和

特定地域型保育事業者（※）は、3歳以上の児童の受け皿となる連携施設（保育園、幼稚園又は認定こども園）を確保しなければならない。

この基準を適用しないことができる場合の条件を追加します。

現 行 連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき



改正後 ・市長が、保育園等の利用調整に当たり、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置（例：選考の際に調整指数を加点する等）を講じているとき（追加）

・上記に該当しない場合で連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき

※ 特定地域型保育事業者

満3歳未満の保育認定子どもに地域型保育事業を行うものとして市長が確認した事業者

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

3歳以上の児童の受入に係る連携施設は、市内25事業者全てが確保済みであるため、影響はありません。

第 4 5 号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【保険年金課】

1 目的及び内容

地方税法の一部改正に伴い、条文中に引用する法令条項を整えるものです。

2 施行期日

令和3年1月1日から施行します。

第46号議案 草加市人権尊重都市宣言について【人権共生課】

1 目的及び内容

差別、偏見等による人権侵害の解消に努め、人権尊重の思想の普及啓発及び教育の推進を図るため、草加市人権尊重都市宣言を行うものです。

草加市人権尊重都市宣言

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。

この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。

1 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

第47号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について【職員課】

1 目的

埼玉県市町村総合事務組合を組織する一部事務組合のうち鴻巣行田北本環境資源組合から北本市が脱退するため、同組合の名称を彩北広域清掃組合に変更するため、埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について、議会の議決を求めるものです。

2 内容

一部事務組合の名称変更

「鴻巣行田北本環境資源組合」→「彩北広域清掃組合」

3 施行期日

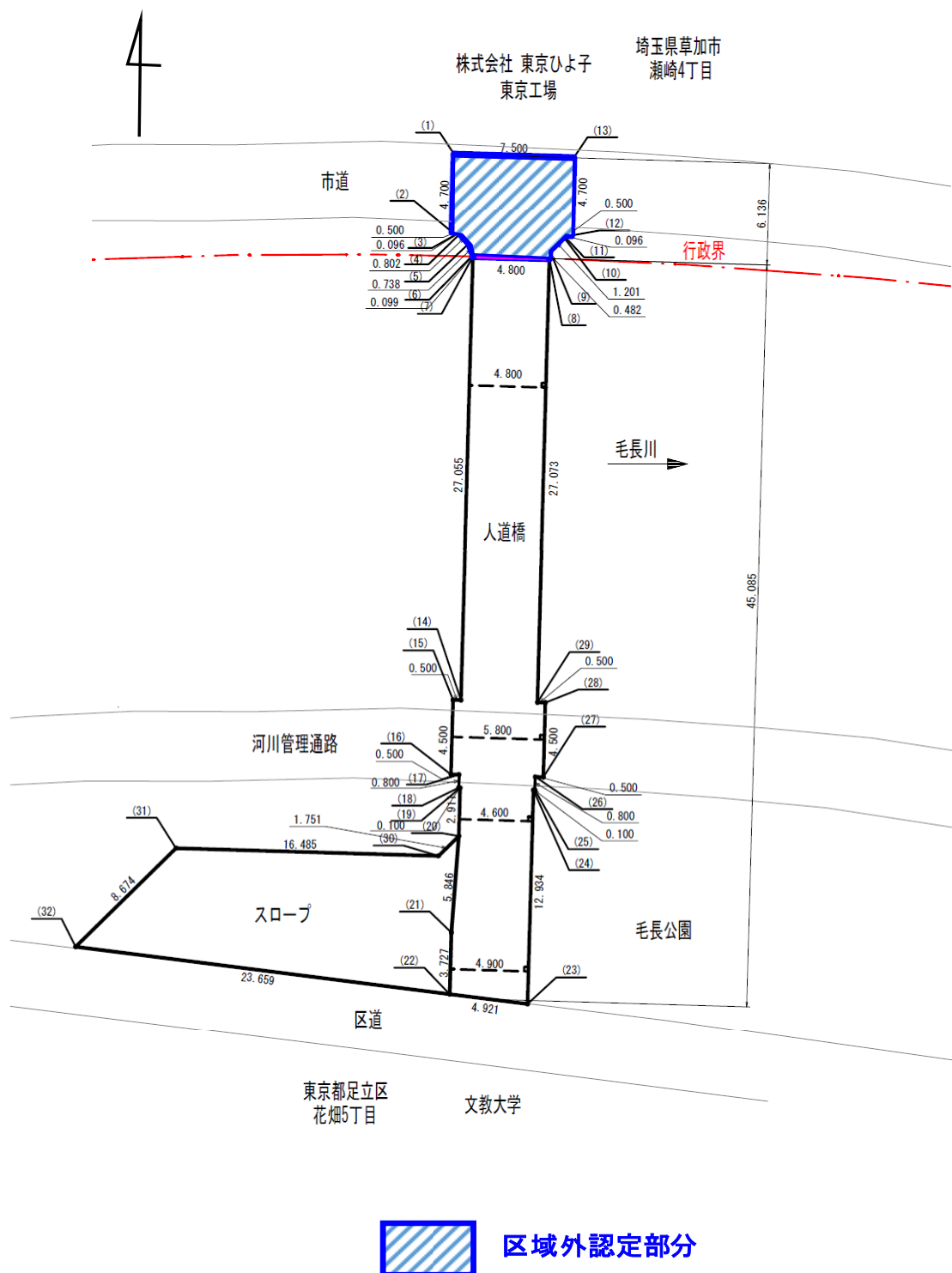
埼玉県知事の許可があった日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

第48号議案 区域外道路の認定の承諾について【建設管理課】

1 目的及び内容

道路法の規定により、足立区が別図のとおり草加市の区域を区域外道路として認定することを承諾するものです。

【別図】区域外認定の承諾箇所



足立区新認定部分	起点 草加市瀬崎四丁目1815番2 終点 足立区花畑5丁目6番2 幅員 4.60～7.50m 延長 51.22m 面積 416.30m ²
区域外認定承諾部分	草加市瀬崎四丁目1814番2、1815番2 幅員 4.80～7.50m 延長 6.13m 面積 43.09m ²

【位置図】



第49号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて【職員課】

人権擁護委員加藤由美子氏は、令和2年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第50号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて【職員課】

人権擁護委員船戸姿子氏は、令和2年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報 告

第 5 号報告 専決処分の報告について（公務の事故による損害賠償）

1 事故の概要

令和元年 10 月 18 日午前 11 時頃、市が委嘱した母子保健推進員が母子保健事業における面接のため市民の自宅を訪問し、その場で面接記録を作成した際、持っていたボールペンの先が壁紙に接触し、壁紙を汚損したものです。

2 損害賠償の額

132,000 円

（物件損害賠償 うち 131,000 円を全国市長会予防接種事故賠償補償保険により補填 過失割合 市：10 割）

3 専決処分日

令和 2 年 5 月 19 日

第 6 号報告 令和元年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 7 号報告 令和元年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 8 号報告 令和元年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 9 号報告 令和元年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 10 号報告 令和元年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 11 号報告 令和元年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 12 号報告 令和元年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第 13 号報告 令和元年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について

第 14 号報告 令和元年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について